

X 民生児童委員と主任児童委員

民生児童委員（民生委員・児童委員）は、住民の立場に立って相談に応じ、市役所などの関係機関へのつなぎ役として必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めます。民生委員法により厚生労働大臣に委嘱され、児童福祉法により児童委員を兼ねています。

また、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する（主に任ずる）民生委員・児童委員として主任児童委員も各小学校区に2名ずつ配置されています。

民生委員・児童委員及び主任児童委員の任期は3年です。

民生児童委員の主な職務内容は、次のとおりです。

- ① 社会調査（地域におけるアンテナ的役割）
- ② 相談（地域における世話人的役割）
- ③ 情報提供（地域における告知板的役割）
- ④ 連絡通報（地域におけるパイプ的役割）
- ⑤ 調整（地域における潤滑油的役割）
- ⑥ 生活支援（地域における支援的役割）
- ⑦ 意見具申（地域における代弁者的役割）

民生児童委員と主任児童委員の定数は次の表のとおりです。

（令和5年12月1日現在）（単位：人）

地 域	民生児童委員	主任児童委員
養正	18	2
昭和	17	2
脇之島	9	2
精華	25	2
共栄	6	2
小泉	14	2
池田	10	2
根本	17	2
南姫	8	2
北栄	18	2
市之倉	11	2
滝呂	12	2
笠原	18	2
合 計	183	26